

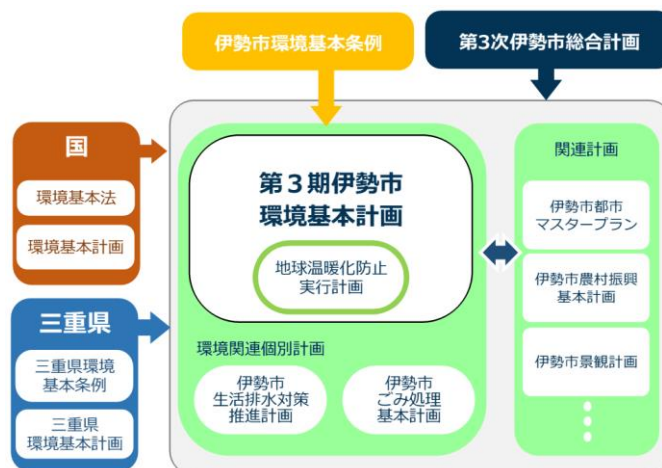
# 第3期伊勢市環境基本計画 概要版

## 第1章 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「伊勢市環境基本条例」第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

また、「第3次伊勢市総合計画」を上位計画とし、関連する計画との整合を図り、策定するものです。



### (2) 計画の期間

計画の初年度を2020年度、最終年度を2029年度とし、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 めざす環境像及び基本目標

### (1) めざす環境像

本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいき、新たな魅力や活力を創造するため、「第3次伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿って、「環境文化」の考え方を基本にした、伊勢市の環境のめざす姿を、次のとおりとします。

**継承と創造 環境文化都市 伊勢**

### (2) めざす環境像の実現のための基本方針

「めざす環境像」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、本市で行う環境施策のすべてに共通する考え方とします。

- 伊勢の誇りを次世代に継承する
- 一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する
- 人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる

### (3) 基本目標

環境政策に関わる動向や、国や県の環境基本計画等を踏まえ、本市の「めざす環境像」を実現していくため、環境分野別の柱（低炭素社会、循環型社会、自然環境、生活環境）と分野横断の柱（環境保全の基盤）を合わせた5つの基本目標を掲げます。

#### 基本目標 1

低炭素で地球にやさしい社会の構築

#### 基本目標 2

資源を大切にす循環型社会の構築

#### 基本目標 3

豊かな自然と人が共生する社会の形成

#### 基本目標 4

歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成

#### 基本目標 5 環境保全に取り組むための基盤づくり

# 第3章 施策の展開

本計画では、めざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向け、5つの基本目標を具体化していくための施策と取組を定めます。

## 本計画のポイント

### ●「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点

- ☑ 将来像の実現に向けた各基本目標に、**関連するSDGsのゴール（目標）**を結び付け
- ☑ 多様な視点で環境施策を推進することで、地域の環境保全に留まらず**国際的な目標の達成にも貢献**

### ●コベネフィットの視点

- ☑ 国の第五次環境基本計画の趣旨を踏まえ、「**コベネフィット\***」の視点を盛り込む  
(※コベネフィット：ひとつの活動が様々な利益につながること)
- ☑ 環境分野としての取組が結果として、産業、福祉、防災、教育等、**分野を横断して便益をもたらす取組を推進**

## 【施策体系】

	基本目標	施策の方向性	施策
基本目標 1	<b>低炭素で地球にやさしい社会の構築</b> 	(1)温室効果ガスの排出抑制  (2)気候変動への適応	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③低炭素型の都市基盤づくり  ①熱中症予防 ②浸水対策の推進 ③災害時の避難施設等の整備
基本目標 2	<b>資源を大切にする循環型社会の構築</b> 	(1)3Rの推進  (2)適正かつ効率的なごみ処理の推進  (3)ごみに関する啓発・協働の推進  (4)水循環の確保	①発生抑制（リデュース）の推進 ②再使用（リユース）の推進 ③再生利用（リサイクル）の推進  ①分別協力度の向上 ②収集方法等の効率化 ③適正処理の推進  ①ごみに関する教育、学習、啓発の充実 ②協働による推進  ①治水・利水対策の推進 ②水源対策の推進
基本目標 3	<b>豊かな自然と人が共生する社会の形成</b> 	(1)自然環境・公益的機能の保全  (2)自然との共生	①水環境の保全 ②森林環境の保全 ③農地環境の保全  ①生物多様性の保全 ②自然とのふれあいの増進
基本目標 4	<b>歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成</b> 	(1)快適で美しい住環境の保全  (2)歴史的・文化的環境の保全	①住環境の向上 ②美しく潤いのある空間づくり ③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進  ①伊勢の環境文化の保全 ②良好な景観の形成 ③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし
基本目標 5	<b>環境保全に取り組むための基盤づくり</b> 	(1)環境教育・環境学習の充実  (2)環境保全活動の促進	①環境教育・学習の充実 ②環境教育等を推進する体制づくり  ①市民・団体による環境保全活動の促進 ②事業者による環境保全活動の促進 ③市民・事業者・行政の連携・協働

## 基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築

関連する SDGs の目標



### <伊勢市地球温暖化防止実行計画>

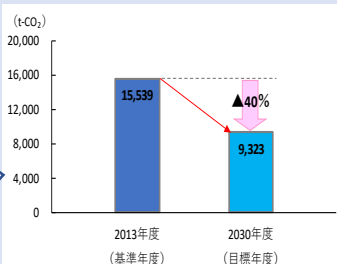
「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 21 条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり、市の事務事業における温室効果ガスの削減等に関する「事務事業編」と、市域における温室効果ガスの排出抑制等に関する「区域施策編」をあわせたものです。

#### 事務事業編の温室効果ガス削減目標

30 年度に 13 年度比

**40%削減**

国の「地球温暖化対策計画」との整合性を踏まえ設定

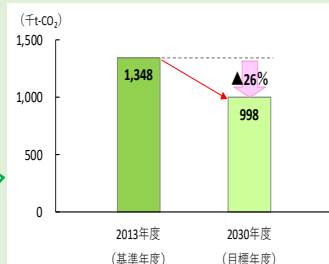


#### 区域施策編の温室効果ガス削減目標

30 年度に 13 年度比

**26%削減**

国の「地球温暖化対策計画」との整合性を踏まえ設定



## 基本目標 2 資源を大切に作る循環型社会の構築

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築をめざします。

関連する SDGs の目標



## 基本目標 3 豊かな自然と人が共生する社会の形成

豊かな自然を保全するとともに、暮らしや事業活動との調和を図ることにより、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちをめざします。

関連する SDGs の目標



## 基本目標 4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成

地域の特性に応じた景観を形成するとともに、安全・安心な暮らしが確保された、快適に暮らせるまちをめざします。

関連する SDGs の目標



## 基本目標 5 環境保全に取り組むための基盤づくり

市民、事業者及び民間団体の各主体との協働による地域づくり・人づくりを推進し、環境文化を継承・創造する基盤が確立したまちをめざします。

関連する SDGs の目標



## 第4章 分野横断的取組

環境分野における効用だけでなく、地域の社会経済分野に対する影響や貢献を考慮した多様な便益をもたらす象徴的な事業を「分野横断的取組」として位置付け、中間見直しの前期5年間を目途に計画的かつ効率的に施策の成果向上につながるよう実行していきます。

### 分野横断的取組 1 公共交通の利用促進

地域社会の活力の維持・強化及び観光振興、そして交通に係る環境負荷の低減のため、公共交通の利用促進を図ります。

#### 【主なコベネフィット】

**環境分野**：公共交通移動への転換による環境負荷の低減  
**経済分野**：公共交通の利便性向上による観光振興  
**社会分野**：外出機会の増加による健康増進

### 分野横断的取組 2 食品ロスの削減

まだ食べられる食料が捨てられている現状を正しく認識し、市民・事業者・行政が一体となって食品ロスの削減に取り組みます。

#### 【主なコベネフィット】

**環境分野**：廃棄物運搬・処理に伴う環境負荷の低減  
**経済分野**：食品ロス削減による利益率向上  
**社会分野**：ごみ処理に係る行政コストの削減

### 分野横断的取組 3 地産地消の推進

農産物のブランド化が進むことで地産地消の販路が整備され、“農業”が魅力的となることで後継者や担い手が増え、次世代まで農業が継承されていくことをめざします。

#### 【主なコベネフィット】

**環境分野**：農地整備に伴う生物多様性の保全・向上  
**経済分野**：消費の拡大による農業経営基盤の安定化  
**社会分野**：農地の保水・涵養機能による治水

### 分野横断的取組 4 空家等対策の推進

「伊勢市空家等対策計画」に基づき、空家等の利用促進、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進します。

#### 【主なコベネフィット】

**環境分野**：空家等の防止・解消による生活環境の向上  
**経済分野**：空家等の有効活用による地域の活性化  
**社会分野**：適正管理による防災・防犯上の不安解消

### 分野横断的取組 5 環境学習・教育活動の推進

子どもたちが環境問題を自らの問題として捉え、できることを実践できるよう、多様な主体との連携・協力を図り、持続可能な社会づくりの担い手を育む取組を進めます。

#### 【主なコベネフィット】

**環境分野**：次世代の環境保全活動の担い手の育成  
**経済分野**：地域の事業者に対する理解の向上  
**社会分野**：郷土への関心向上、コミュニティの強化

## 第5章 計画の推進

### (1) 計画の進行管理体制

本計画は、市民・事業者・行政による取組のもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

### (2) 進行管理の手法

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、継続的な改善を図ります。

